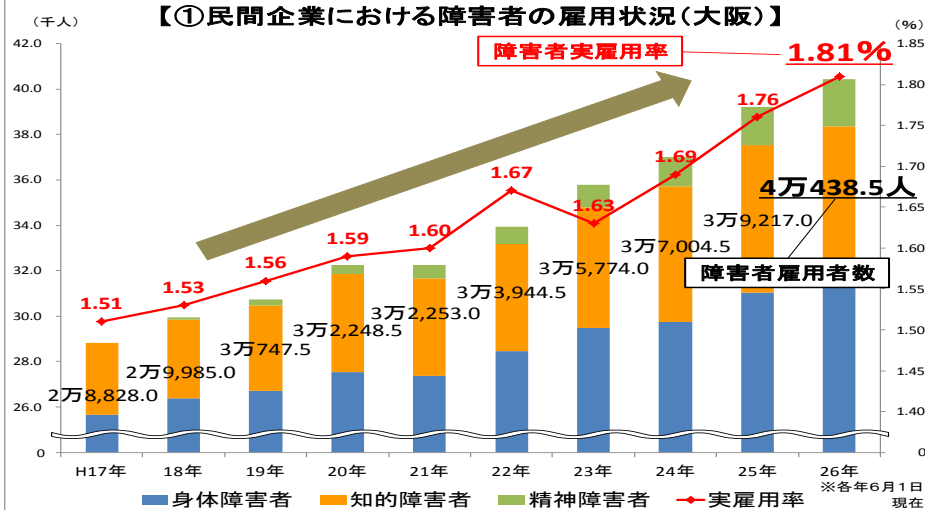


大阪府における障害者の雇用状況について

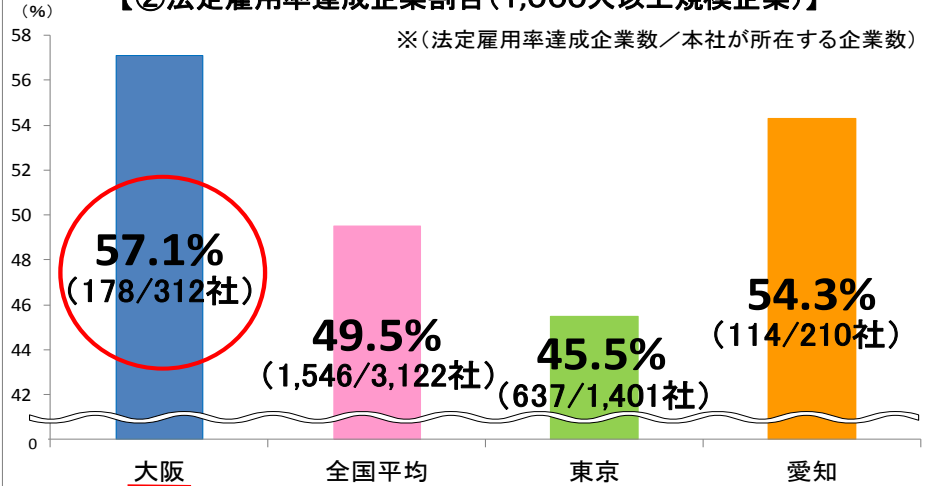
- 民間企業に雇用されている障害者の数は、初めて4万人を超え過去最高を更新（11年連続）！
- 1,000人以上規模の企業では、6割近く（57.1%）の企業が法定雇用率を達成し、全国平均、東京、愛知を上回る！
- 大阪のハローワークを通じた就職件数は、昨年度、過去最高を更新（4年連続）し、特に精神障害者の就職件数が大きく伸びている！

H26. 11. 27 大阪労働局職業安定部

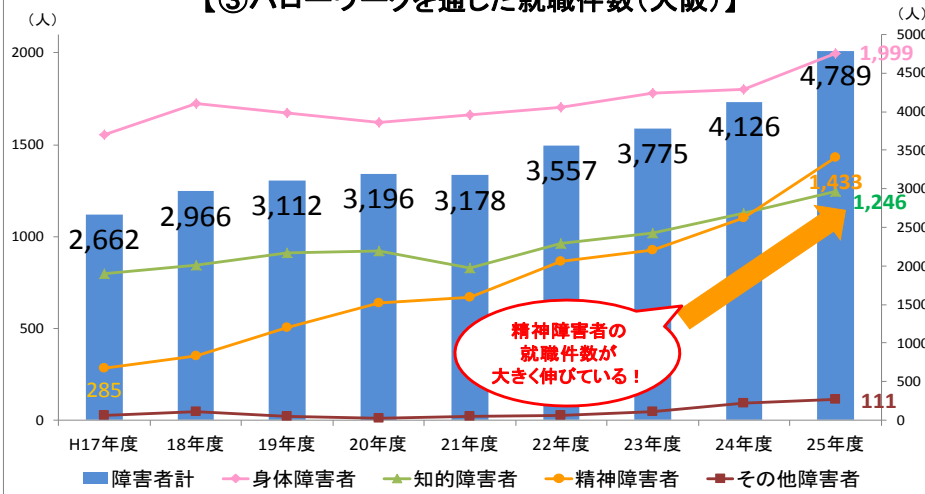
【①民間企業における障害者の雇用状況(大阪)】



【②法定雇用率達成企業割合(1,000人以上規模企業)】



【③ハローワークを通じた就職件数(大阪)】



①民間企業(大阪府に本社がある50人以上規模の企業:法定雇用率2.0%)に雇用されている障害者の数は、11年連続で増加し初めて4万人を超え(4万438.5人)過去最高を更新し、大阪府における障害者雇用は着実に進んでいます。②1,000人以上規模の企業では、6割近く(57.1%)企業が法定雇用率を達成し、全国平均や東京、愛知を上回っています。③大阪のハローワークを通じた就職件数は、4年連続で過去最高を更新し、特に精神障害者の就職件数が大きく伸びています(昨年度の約1.3倍。平成17年度からは約5倍に増加)。

○進む障害者雇用 特に**精神障害者**の就職件数が大きく伸びている

精神障害者の就職件数が増加しているのは、なぜ？

- ①平成18年4月から精神障害者が障害者雇用率に算入できる(算定特例)こととなったこと。
- ②精神障害者の雇用に対して、企業の理解が深まってきたこと。
企業の社会的責任(CSR)⇒特例子会社制度
- ③関係機関と連携した就職支援、各種助成金の支給、ジョブコーチによる支援等の雇用支援策の充実を図っていることなどから就職件数が増加したと考えられます。

今後、取り組みが非常に重要

精神障害者等雇用促進モデル事業を実施！！

“精神障害者”及び“発達障害者”の障害特性に応じた職域開拓や支援体制の整備等について、精神障害者等の雇用に取り組む意欲のある企業に委託することにより、雇用及び定着のノウハウを構築するとともに、その好事例やノウハウを他の企業に広く周知し、精神障害者等の雇用を促進する。**大阪では2社選定し、実施中です。**

- シャープ**特選工業株式会社 (特例子会社全国第1号)
- ヤンマー**シンビオシス株式会社 (今年度、特例子会社認定企業)

精神障害者雇用管理セミナーを開催！！

精神障害者に就職件数は大きく伸びているところですが、一方で、**多くの企業様からは、精神障害者の採用や職場定着等の雇用管理について模索されているとの声も聞かれる**ところです。

そこで当局では精神障害者雇用を積極的に進めている企業様からの事例発表、また、精神障害者雇用の取り組み経験のある企業様や支援機関様をコーディネーターとして迎え、人事担当者の皆様が自由に意見交換ができるセミナーを以下のとおり開催いたします。

- 開催日 **平成26年12月2日(火)と12月16日(火)**
- 時間 **両日とも 13時30分～16時30分**
- 場所 **大阪合同庁舎第4号館4階講堂 (大阪市中央区大手前4-1-76)**

- 12月2日
 - ①講演(事例発表)
株式会社ラウンドワン
 - ②意見交換会
コーディネーター役
特例子会社や精神障害者雇用の取り組み実績のある企業

- 12月16日
 - ①講演(事例発表)
株式会社コソイ・ニューグリエーション
 - ②意見交換会
コーディネーター役
精神障害者雇用の支援で実績のある支援機関等の担当者

さらに平成30年度には**精神障害者雇用義務化**

- ◎法定雇用率の**算定基礎の対象に、新たに精神障害者を追加**。【施行期日 平成30年4月1日】
- ◎法定雇用率は原則5年ごとに見直し。⇒施行後5年間(平成30年4月1日～平成35年3月31日まで)は猶予期間とし、精神障害者の追加に係る法定雇用率の引き上げ分は、計算式どおりに引き上げないことも可能。
- ※具体的な引上げ幅は、障害者の雇用状況や**行政の支援状況**等を踏まえ、労働政策審議会障害者雇用分科会で議論。